

第 6 編 事故等災害応急対策

第1章 大規模火災

第1節 警戒活動

《担当部・機関》

柏原羽曳野藤井寺消防組合

第1 火災警報

火災気象通報は、消防法に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、通報を受けた知事は直ちに市長に通報する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂付近を除く）のいずれかで、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報しないこともある。

市長は、知事から火災気象通報を伝達された場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は必要に応じて火災警報を発表する。

第2 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、柏原羽曳野藤井寺消防組合火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

第3 火災発生状況の把握

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して火災発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

第4 市民への周知

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、防災行政無線、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

第2節 応急対策

《担当部・機関》

柏原羽曳野藤井寺消防組合・関係機関

第1 林野火災応急対策

柏原羽曳野藤井寺消防組合及び消防団は、林野における大規模な火災が発生した場合、林野火災の特異性を考慮し、関係機関と協力して迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

1 火災通報等

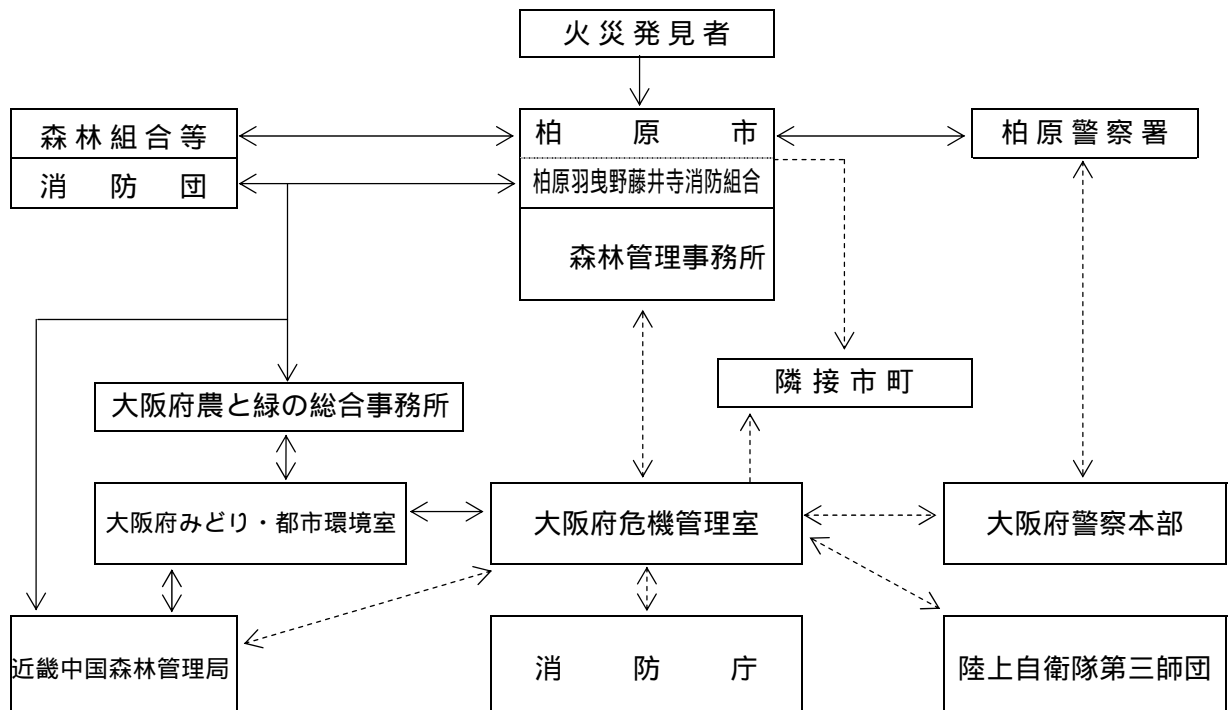
(1) 通報基準

火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。なお、府の定める通報基準は、次のとおりである。

- ア 焼損面積が5 ha以上と推定される場合
- イ 覚知後3時間を経過しても、鎮火できない場合
- ウ 空中消火を要請する場合
- エ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 伝達系統

火災通報に係る伝達系統は、次のとおりである。



凡 例

民有林（府営林を含む）の場合
 国有林の場合
 ——— 通常の通信系統
 - - - - - 必要に応じての通信系統

2 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

(1) 現場指揮本部の設置

ア 林野火災発生の通報があった場合は、直ちに現地市基本部を設置し、府警察（柏原警察署）等関係機関と連携して、火災防ぎょ活動を行う。

イ 火災の規模等が通報基準に達したときは、府に即報を行う。

ウ 火災が拡大し、柏原羽曳野藤井寺消防組合単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づき隣接市町等に応援出動準備を要請する。

(2) 現地対策本部の設置

隣接市町等に応援要請を行った場合は、市内に現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部の活動は、次のとおりである。

ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成

イ 警戒区域、交通規制区域の指定

ウ 空中消火の要請又は知事への依頼

エ 消防庁に対する広域航空消防の応援要請及び自衛隊に対する派遣要請についての検討

オ 応援部隊の受入準備

第2 市街地火災応急対策

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 火災防ぎょ活動の原則

(1) 避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路の確保等防ぎょを行う。

(2) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎょする。

(3) 市街地火災防ぎょ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防小隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎょを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょにあたる。

(4) 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防ぎょを優先する。

3 火災防ぎょ活動の区分

(1) 分散防ぎょ活動

同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数小隊で防ぎょする。

(2) 重点防ぎょ活動

延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

(3) 拠点防ぎょ活動

広域避難地の安全確保のみを目的とする。

4 大規模市街地火災の防ぎょ対策

(1) 初動体制の確立

(2) 火災態様に応じた部隊配備

(3) 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動

(4) 延焼阻止線の設定

(5) 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

(6) 活動時における情報収集、連絡

5 高層建築物等火災の防ぎょ対策

- (1) 活動期における出動小隊の任務分担
- (2) 排煙、進入時等における資機材の活用
- (3) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (4) 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
- (5) 水損防止
- (6) 活動時における情報収集、連絡

6 広域断水時火災の防ぎょ対策

- (1) 防火水槽及び自然水利の適切な活用による水利の確保
- (2) タンク車の優先出動及び活動
- (3) 有効かつ的確な水利統制
- (4) 機械性能の保持及び積載ホースの増加
- (5) 活動時における情報収集、連絡

7 同時多発火災の防ぎょ対策

- (1) 出動部隊数の調整及び活動部隊数の合理化並びに無線統制
- (2) 消防団との連携
- (3) 非常招集による緊急増強隊の編成
- (4) 他市町村消防応援隊の要請及び活用
- (5) 出動体制の迅速化
- (6) ホースの確保
- (7) 防火水槽及び自然水利の活用
- (8) 活動時における情報収集、連絡

8 ガス漏洩事故対策

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
範囲は、ガス漏れ場所から半径 100m 以上の地上部分に設定する。
- (4) 避難誘導
避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、柏原警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。
- (5) 救助・救急
負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。
- (6) ガスの供給遮断
ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

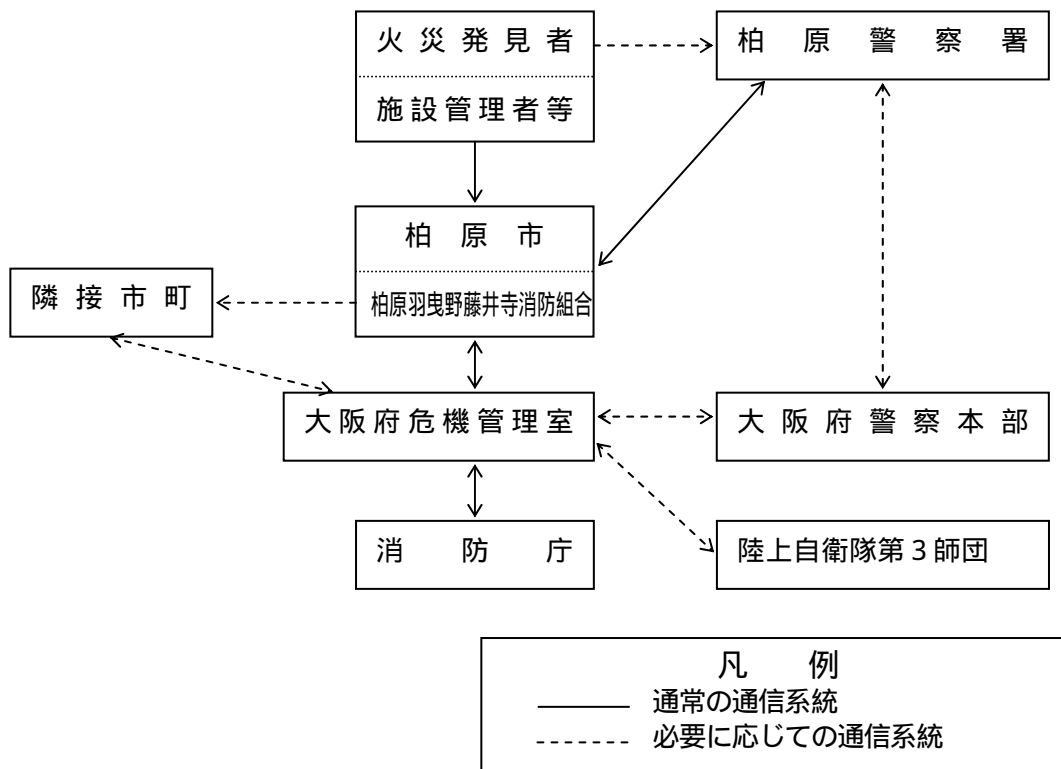
イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

9 中高層建築物の管理者等

- (1) ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 中高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

10 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3 人命救助活動

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、府警察（柏原警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 柏原羽曳野藤井寺消防組合は、府警察（柏原警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救

出にあたる。

また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に柏原市を通じ協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 府警察(柏原警察署)、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

(1) 重傷・重体者の救出を優先する。

(2) 被害拡大の防止を実施する。

(3) 傷病者の救出を実施する。

(4) 救護所への傷病者の搬送を実施する。

(5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

(6) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第4 消防活動に係る応援の要請・受入れ

柏原羽曳野藤井寺消防組合単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

1 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

火災の拡大が著しく、市単独では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

(2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模火災発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

大規模火災発生時に、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

大規模火災発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

2 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保をする。

(2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

(3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

- (4) 必要に応じて府警察（柏原警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第 5 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、柏原羽曳野藤井寺消防組合が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、柏原羽曳野藤井寺消防組合は、必要に応じて自主防災組織等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。